

## 令和3年第5回農業委員会総会

1 日 時 令和3年5月25日(火)  
午前10時00分～午前10時19分

2 場 所 大竹市役所 5階 第1委員会室

3 出席委員  
(農業委員)

議席番	氏名	議席番	氏名
1	正木 静夫	6	古木 麻知子
2	石井 昌嗣	7	島原 順二
3	東田 保夫	8	田中 博幸
4	丸小 操	9	橋村 實男
5	小川 裕希恵		

(最適化推進員)

議席番	氏名	議席番	氏名
	大江 達也		田中 弘明

4 (欠席委員)

議席番	氏名	議席番	氏名

5 出席職員

職名	氏名	職名	氏名
事務局長	前田 新吾	事務局書記	藤井 秀明
事務局主幹兼農地係長	川本 義典		
事務局長補佐	野島 史雄		

## 6 議題日程

上程順序	議事番号	内 容
日程第1	議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
日程第2	議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請について
日程第3	議案第3号	大竹市農用地利用集積計画（第97期）の決定について
日程第4	報告第2号	農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処理について

## 事務局長

ご起立ください。ただ今から、令和3年第5回大竹市農業委員会総会を開催いたします。一同、ご礼、ご着席下さい。

## 会 長

おはようございます。ご多用中の中お集まりいただきましてありがとうございます。本日の出席委員11名中11名で、もちろん定足数に達しておりますので、これより、令和3年第5回大竹市農業委員会総会を開会いたします。着座にて進行させていただきます。本日の議事録署名委員は、大竹市農業委員会会議規則第17条第2項の規定により、会長において、4番丸小操委員、5番小川裕希恵委員を指名いたします。よろしくお願ひいたします。これより、日程第1議案第2号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。本件について事務局から説明を求めます。

## 事務局（川本）

それでは、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についてご説明いたします。議案書は2ページ、地図は4ページをご覧ください。譲受人は大竹市栗谷町後原の〇〇〇〇さん、譲渡人は同じく栗谷町後原の〇〇〇〇さんです。申請地は、栗谷町後原〇〇、〇〇番〇〇、地目は田、面積は85㎡です。譲渡人は高齢で耕作困難であり、農業後継者がいないところ、譲受人は、隣地を耕作しており、規模拡大の目的で購入することとなり、このたび申請が提出されました。なお、3ページの農地法第3条調査書にありますように、農地法第3条第2項各号に規定されております許可できない項目については、すべて該当しません。事務局としては許可相当と考えております。以上でございます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

## 会 長

続きまして、本件について地区担当委員の説明を求めます。7番島原委員お願ひします。

## 島原委員

こないだ急だったので見せてもらって、農地というより田に草が高く生えていて、以前から〇〇さんが草刈りをしていた。別に問題はないと思います。

## 会 長

近所の田中推進委員さんは、意見ありますか。

## 田中推進委員

今までも雑草をボランティアで草刈りをしていた。荒れ地でなく農地にするのはよいことだと思います。

## 会 長

本件につきまして、質疑及び意見はございませんか。

（質疑及び意見なしの声）

## 会 長

質疑及び意見はなしと認めます。お諮りいたします。本件につきまして、申請のとおり許可することに決して、ご異議ございませんか。

（異議なしの声）

## 会 長

ご異議ございませんので、本件については申請のとおり許可することに決定されました。続きまして、日程第2議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について

を議題といたします。本件について、事務局より説明を求めます。

#### 事務局（川本）

それでは議案第2号農地法第4条の規定による許可申請についてを説明いたします。議案書は5ページ、地図は6ページをご覧ください。申請者は、大竹市防鹿の〇〇〇さんです。申請地は、防鹿〇〇番地、地目は畑、面積は249㎡です。申請地は、宅地と道路に囲まれた土地となっています。隣接する〇〇番〇〇は、同じ所有者である〇〇さんの宅地で、家屋がありますが、既存建物の水回りが老朽化したことから、申請地にトイレ、浴室を備えた離れのような建物を建てるために、転用の申請を行うものです。申請地は、道路に面している周囲は、生け垣がめぐらされ、内側は、藪のようになっているので、転用について、事務局としては許可相当と考えております。以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

#### 会 長

続きまして、本件について地区担当委員の説明を求めます。9番橋村委員お願いします。

#### 橋村委員

5月19日に事務局の川本さん、正木会長、石井委員と一緒に調査を行った。現在住んでいる家の増築なので、問題ないと思います。

#### 会 長

続きまして、本件について現地調査員の意見を求めます。2番石井委員お願いいたします。

#### 石井委員

今、橋村委員が説明したように、鬱蒼した木がある場所で、かえってきれいになるので問題ないと思います。

#### 会 長

本件につきまして、質疑及び意見はございませんか。

#### 東田委員

以前からそうなのですが、農地法第3条には調査書がついているのですが、第4条、第5条には要件的な規定があると思うが、その考え方が整理しづらいのか、3条だけ調査書をつけるのが疑問に思う。許可基準がよくわからないので、調査書があるとわかりやすいと思う。手続きを難しくしようという趣旨ではありません。

#### 会 長

事務局説明をお願いします。

#### 事務局（川本）

3条に調査書がある理由は、農地を農地のままたとえばAさんがBさんに所有権が変わるとか、賃貸借するということは農地法が農地を守ることが趣旨なので、取得をする3条は非常に厳しい決まりになっている。それに代わって4条は自己転用、5条は転用して取得するという事で、農地でなくなるということで、周りの農地に影響があるかということで制限があるので、担当農業委員さんに現地確認をしていただいている。農地を農地で使用していただくことが重要なので、厳しい審査基準になって

います。転用の場合は、農地でなくなるので、そこまで厳しい審査は行わないということになっています。また、農地でなくなった場合に、周辺に影響があるかという視点で審査を行うようになっています。よって4条と5条には調査書がないということです。

#### 会 長

外に質疑及び意見はございませんか。

(質疑及び意見なしの声)

#### 会 長

質疑及び意見はなしと認めます。お諮りいたします。本件につきまして、申請のとおり許可することに決して、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

#### 会 長

ご異議ございませんので、本件については申請のとおり許可することに決定されました。引き続き、日程第3議案第3号大竹市農用地利用集積計画第97期の決定についてを議題といたします。本件について事務局より説明を求めます。

#### 事務局（川本）

それでは議案第3号大竹市農用地利用集積計画第97期の決定についてにつきまして、5月11日付けで大竹市長から審議の依頼がありましたので、ご説明いたします。議案書は7ページから9ページ、地図は10ページをご覧ください。利用権の設定を受ける方は、栗谷町後原にお住まいの〇〇〇〇さん、利用権を設定する方は同じく栗谷町後原にお住まいの〇〇〇〇さんです。申請地は栗谷町後原〇〇、〇〇番地〇〇で、現況地目は田、面積は253㎡、利用権の種類は使用貸借です。この申請は継続で、令和8年12月31日までの契約を結ぶものです。以上でございます。ご審議のほどよろしくお願ひします。

#### 会 長

続きまして、本件について地区担当委員の意見を求めます。7番島原委員お願いいたします。

#### 島原委員

これは5月15日に見させていただいた。現在里芋などを植えている。水は山から取っているので、水量が少ないので稲作はできない土地である。問題ない。

#### 会 長

本件につきまして、質疑及び意見はございませんか。

(質疑及び意見なしの声)

#### 会 長

質疑及び意見はなしと認めます。お諮りいたします。本件については、計画のとおり決してご異議ありませんか

(異議なしの声)

#### 会 長

ご異議ございませんので、本件については計画のとおり決定されました。日程第4報告第2号農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処理についてを議題といたします。本件について、事務局より説明を求めます。

#### 事務局（川本）

それでは、報告第2号について、事務局長において専決処理しましたので、順位1

からご報告いたします。議案書は11ページ、地図は13ページをご覧ください。譲受人は広島市佐伯区千同二丁目の〇〇株式会社〇〇〇〇さん、譲渡人は、大竹市立戸四丁目の〇〇〇〇さんです。届出地は、立戸四丁目〇〇番〇〇、面積は247㎡、登記地目は畑です。現況は、一部が畑として利用されています。転用目的は、駐車場とするというものです。申請地は、国道2号線より東側、海側にある住宅や事務所に挟まれた一団の農地の一部です。申請地は譲渡人が一部畑作をしていますが、今回の申請を機会に耕作をやめるそうです。申請地を含む一団の土地は、宅地と農地が混在していますが、今回の申請地は譲渡人が、それ以外は別に一人所有者がいて、今後譲受人が全部取得する話が進んでいるそうです。最終的には合筆などをおこない、全体を申請人が利用することでした。近隣は、市街化が進んだ住宅や事務所が多い地域で、農地が空き地として残っていることから、地区担当委員さんからも、転用による周辺の農地への支障はないというご意見を頂いております。4月12日にこの届出を受理しております。

引き続き、順位2についてご報告いたします。議案書は12ページ、地図は14ページをご覧ください。譲受人は大阪狭山市西山台の〇〇〇〇さん、譲渡人は、大竹市立戸一丁目の〇〇〇〇さんです。届出地は、白石一丁目〇〇番〇〇、面積は282㎡、地目は畑で、現況は休耕しています。転用目的は、居住用住宅に接続した家庭用菜園とするというものです。申請地は、県立大竹高校裏の小田神社参道わきを登り、3軒目の住宅の裏になります。この住宅がある宅地は、申請地から分筆して住宅を建築したという経緯もあり、これまでも農地として使用するというより、裏庭のように利用されています。今回、譲渡人が住宅を売却するにあたり、隣接する申請地も一緒に売却し同様に宅地として利用するものです。申請地は傾斜地であり、土地が段で区切られていて、地区担当委員さんからも、転用により周辺の農地へ支障を及ぼすことはない、というご意見を頂いております。5月6日にこの届出を受理しております。以上でございます。

## 会 長

本件につきまして、質疑及び意見はございませんか。

(質疑及び意見なしの声)

## 会 長

質疑及び意見はなしと認めます。お諮りいたします。本日議決された案件のうち、字句、数字その他、整理を要するものにつきましては、その整理を会長に委任されたいと思いますが、これに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

## 会 長

異議なしと認めます。よって、案件のうち字句、数字その他、整理を要するものにつきましては、その整理を会長に、委任することに決定されました。以上をもちまして、令和3年第5回大竹市農業委員会総会を閉会いたします。

## 事務局長

ご起立ください。一同、ご礼。ありがとうございました。